

広島県警察本部告示第1号

広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年1月30日

広島県警察本部長 岩 崎 和 彦

広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示

広島県警察本部庁舎取締規程（昭和32年広島県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第13号中「広島市南区霞一丁目3番53号」を「安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号」に改める。

第9条の表学校庁舎の部を次のように改める。

学 校	正 門	午前5時	午後9時
庁 舎	裏 門	常時閉門（必要に応じて開門）	

附 則

この告示は、平成21年2月1日から施行する。